平成２１年（フ）第４７４８号
大阪市東淀川区大隅１丁目２番16号　上新庄パークハイツ205号、開始決定時の住所大阪市東淀川区豊新１丁目４番34号　ラフォーレ井上Ｂ―202号
破産者　山根　幸治
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８０６号
大阪府茨木市山手台６丁目21番12号
破産者　山川　元司
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８１１号
大阪市中央区島之内２丁目７番19―225号
破産者　吉嵜　　襄
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９４９号
大阪市東淀川区下新庄３丁目11番32―104号
破産者　なにわ堂こと　奥村　栄治
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４２号
大阪市浪速区幸町１丁目３番６―203号、住民票上の住所大阪市天王寺区勝山１丁目11番２―603号
破産者　丸山　廣章
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１１５３号
堺市南区鴨谷台１丁４番５号
破産者　磯尾　景治
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４５号
大阪府富田林市美山台７番２―415号
破産者　藤井　裕司
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５２号
奈良県香芝市穴虫1338―２　吉田マンション210号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市小山４丁目16番44号
破産者　神宮　　勝
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５３号
奈良県香芝市穴虫1338―２　吉田マンション210号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市小山４丁目16番44号
破産者　神宮　晴美
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９３８号
堺市美原区北余部西４丁目２番８―705号
破産者　エスティプリントシステムこと　田中　聡司
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第５３８号
大阪府貝塚市王子803番地の８
破産者　藤田　四良
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
大阪府泉大津市虫取町２丁目１番10号
破産者　稲森　実宏
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
大阪府堺市南区原山台５丁１番２―203号、開始決定時の住所大阪府堺市南区原山台１丁５―２―807、開始決定時住民票上の住所大阪府和泉市若樫町639番地の１
破産者　木岡　吾郎
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
大阪府泉南市信達大苗代62　泉南一丘団地１号棟102号、住民票上の住所大阪府泉佐野市新浜町22番地
破産者　松本　忠雄
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
大阪府泉大津市板原町３丁目22番１号
破産者　木戸　英雄
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
大阪府和泉市池上町２丁目10番16―106号、前住所大阪府和泉市葛の葉町340番地の３
破産者　角野　壽史
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
大阪府貝塚市麻生中1061番地コトブキコーポ304号
破産者　居酒屋ＧＥＮＴＡこと　石井　孝一
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
大阪府泉佐野市下瓦屋355番地の８
破産者　荒木假名子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
大阪府泉南郡熊取町大久保中５丁目861番地
破産者　川口ツサ子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係